

# 使用料規程

平成 16 年 12 月 22 日 届出

ダイキサウンド株式会社

## 使用料規程

### 第1条（目的）

本規定は、ダイキサウンド株式会社（以下、甲と云う。）が、著作者、音楽出版社等著作権者（以下、委託者と云う。）から取次による管理委託を受けた音楽の著作物（以下、著作物と云う。）について、その使用料を定めることを目的とする。

### 第2条（利用許諾の区分）

甲の管理する著作物の利用許諾は、下記の区分により行うものとし、その使用料の額は、第3条から第10条に定める額とする。

- (1) レコードへの録音  
レコード（オルゴールを含むものとする。）に著作物を複製し、その複製物を譲渡することに関する利用許諾
- (2) ビデオグラムへの録音  
ビデオディスク、ビデオテープ等ビデオグラムの記録媒体に連続した影像とともに著作物を複製し、その複製物を頒布することに関する利用許諾
- (3) インタラクティブ・ソフトへの録音  
CD-ROM、DVD-ROM等の記録媒体に連続した影像、静止画、文字等とともに総再生時間が特定できない形態で著作物を複製し、その複製物を頒布することに関する利用許諾
- (4) 映画への録音  
映画館その他の場所で公に上映することを目的として、映画フィルム等の記録媒体に連続した影像とともに著作物を複製し、その複製物を頒布することに関する利用許諾
- (5) コマーシャル放送用録音  
放送、有線放送に於いて、専らコマーシャルに使用することを目的として、著作物を複製し、その複製物を頒布、譲渡することに関する利用許諾
- (6) インタラクティブ配信  
放送、有線放送以外の公衆送信を目的として著作物を複製し、これを公衆送信により伝達若しくは複製することに関する利用許諾（但し、(7)に該当するものを除く。）
- (7) 業務用通信カラオケ  
カラオケ施設、社交場等に於いて歌唱させる目的で著作物を複製し、これを当該施設等に設置された端末装置等に公衆送信及び当該端末装置等に複製することに関する利用許諾
- (8) 貸与  
著作物を複製した商業用レコードを公衆に貸与することに関する利用許諾

### 第3条（レコードへの録音）

レコードへの録音に著作物を利用する場合の使用料は、レコード1枚（オルゴールの場合は1台。）著作物1曲（歌詞等を含む。）について、下記により算出された金額（消費税別）とする。

#### (1) 市販用レコード

小売価格（消費税を含まない）が明示されているレコードは、その価格の6%を当該レコードに収録されている著作物数で除した額とする。

小売価格（消費税を含まない）が明示されていないレコードは、卸売価格（消費税を含まない）の10%を当該レコードに収録されている著作物数で除した額とする。

(2) その他のレコード

前号の規定を適用できない場合、著作物の利用目的及び利用形態を鑑みた上、著作物1曲につき10円以内とする。

第4条（ビデオグラムへの録音）

ビデオグラムへの録音に著作物を利用する場合の使用料は、ビデオグラム1枚著作物1曲（歌詞等を含む。）について、下記により算出された金額（消費税別）とする。なお、テレビ放送で利用することを目的としたビデオグラム及び映画館その他の場所で公に上映することを目的としたビデオグラムについては、第6条映画への録音の規定によるものとする。

(1) 市販用ビデオグラム

小売価格（消費税を含まない）が明示されているビデオグラムは、その価格の4.5%を当該ビデオグラムに収録されている著作物数で除した額とする。

小売価格（消費税を含まない）が明示されていないビデオグラムは、卸売価格（消費税を含まない）の7.5%を当該ビデオグラムに収録されている著作物数で除した額とする。

ビデオグラムの総再生時間に占める著作物の割合が極めて僅少の場合、著作物1曲につき15円以内とする。

(2) その他のビデオグラム

前号の規定を適用できない場合、著作物の利用目的及び利用形態を鑑みた上、著作物1曲につき15円以内とする。

第5条（インタラクティブ・ソフトへの録音）

インタラクティブ・ソフトへの録音に著作物を利用する場合の使用料は、インタラクティブ・ソフト1枚著作物1曲（歌詞等を含む。）について、下記により算出された金額（消費税別）とする。

(1) 市販用インタラクティブ・ソフト

小売価格（消費税を含まない）が明示されているインタラクティブ・ソフトは、その価格の4.5%を当該インタラクティブ・ソフトに収録されている著作物数で除した額とする。

小売価格（消費税を含まない）が明示されていないインタラクティブ・ソフトは、卸売価格（消費税を含まない）の7.5%を当該インタラクティブ・ソフトに収録されている著作物数で除した額とする。

(2) その他のインタラクティブ・ソフト

前号の規定を適用できない場合、著作物の利用目的及び利用形態を鑑みた上、著作物1曲につき15円以内とする。

第6条（映画への録音）

映画への録音に著作物を利用する場合の使用料は、委託者が定めるものとする。

第7条（コマーシャル放送用録音）

コマーシャル放送用録音に著作物を利用する場合の使用料は、委託者が定めるものとする。

## 第8条（インタラクティブ配信）

インタラクティブ配信に著作物を利用する場合の使用料は、下記により算出された金額（消費税別）とする。なお、歌詞（譜面及び譜面を符号等に置き換えたものを含む。）のみを配信する場合は、下記使用料の50%とする。

### (1) ダウンロード形式の場合

著作物を複製し、その複製物をインタラクティブ配信する場合の著作物1曲の使用料は、ダウンロードの一販売単位の価格（消費税を含まない）に6%を乗じ、当該販売単位によりダウンロードされる著作物数で除した額とする。なお、著作物のダウンロード価格が設定されていない場合は、著作物1曲1ダウンロードにつき10円以内とする。

連続した映像とともに著作物を複製し、その複製物をインタラクティブ配信する場合の著作物1曲の使用料は、ダウンロードの一販売単位の価格（消費税を含まない）に4.5%を乗じ、当該販売単位によりダウンロードされる著作物数で除した額とする。なお、著作物のダウンロード価格が設定されていない場合は、著作物1曲1ダウンロードにつき15円以内とする。

携帯電話等の着信メロディ再生専用データであって、受信した電話機等から他の機器に転送若しくは複製不能の場合、著作物1曲1ダウンロードにつき5円以内とする。

### (2) ストリーミング形式の場合

情報料、広告料等の収入が有る場合は、月間の情報料および広告料等の収入に3%を乗じた額以内を月額使用料とする。

情報料、広告料等の収入がない場合は、1番組につき5,000円以内を月額使用料とする。

### (3) 下記のいずれかに該当するストリーミング形式による配信を、収入を得ることなく且つ当該配信データの再生時間が1曲につき45秒以内である場合、使用料を免除することができるものとする。

本規定により著作物を利用する利用者が、受信者に著作物を試聴させる場合

著作物を適法に収録したレコード製作者等若しくはその指名する者が、当該レコード等の販売促進を目的として著作物を試聴させる場合

実演家、著作者及びその権利継承者が、自らのホームページにおいて当該実演若しくは著作物を試聴させる場合

## 第9条（業務用通信カラオケ）

業務用通信カラオケに著作物を利用する場合の使用料は、下記の(1)及び(2)により各々算出した金額を合算して得た金額（消費税別）とする。

### (1) 基本使用料

著作物を複製し、カラオケ施設、社交場等の事業者が利用可能な状態にする場合の著作物1曲の使用料は、月額200円以内とする。

### (2) 情報提供使用料

カラオケ施設、社交場等に設置された端末装置等に著作物を公衆送信及び当該端末装置等に複製する場合の著作物1曲の使用料は、当該端末装置等1台につき1ヵ月毎に定めるものとし、その月額使用料は当該端末装置等1台あたりの月間情報提供料（業務用通信カラオケを利用する事業者の著作物受信等に係わる対価、何れの名義であるかを問わない。）の10%を使用可能全楽曲数で除した額とする。但し、情報提供料が不明の場合、業務用通信カラオケ配信業者が得る月間情報提供料に1.7を乗じ、その10%を

使用可能全楽曲数で除した額とする。

第10条（貸与）

商業用レコードを公衆に貸与する場合の著作物の使用料は、委託者が定めるものとする。

第11条（その他）

本規定第3条から第10条に定める利用方法以外の方法により著作物を利用する場合は、著作物の利用目的及び利用形態を鑑みて、利用者と協議の上その使用料の額を定めることができるものとする。

2. 著作物の歌詞若しくは曲の何れかが甲の管理外のときは、1曲の使用料の50%相当額を使用料とする。

附則（実施の日）

本規定は、平成17年2月1日より適用する。